

社会医療法人全仁会 倉敷老健 運営規程

一通所リハビリテーション

(目的)

第1条 社会医療法人全仁会が設置する介護老人保健施設「倉敷老健」(以下、「当施設」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 従業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り総合的なサービス提供に努める。

4 リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 社会医療法人全仁会 倉敷老健
- (2)所在地 倉敷市老松町4丁目3番38号

(利用定員)

第4条 当施設の利用定員は1日当たり180人とする。

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 当施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(医師兼務)
 - ・業務の実施状況を把握し、その他の管理を一元的に行う。
- (2)医師 2名以上(常勤換算 1名以上)
 - ・利用者の健康管理及び通所リハビリテーション計画の策定を従業者と

共同して作成するとともに、実施に関する従業者への指示を行う。

- (3)看護職員 2名以上（常勤換算）
 - ・利用者の病状及び身体の状態に応じた通所リハビリテーションサービスを提供する。
- (4)介護職員 25名以上（常勤換算）
 - ・利用者に応じた通所リハビリテーションサービスを提供する。
- (5)理学療法士及び作業療法士 8名以上（常勤換算）
 - ・医師及び他の職員と共にリハビリテーション計画を作成するとともに、リハビリテーションを実施する。
- (6)管理栄養士 1名以上
 - ・利用者の栄養状態の把握、栄養状況に応じた計画を作成する。

（営業日及び営業時間）

第6条 当施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日
ただし、年始年末（12月30日～1月3日）は除く。
- (2)営業時間 9：00～18：30
- (3)サービス提供時間 9：00～17：00（8時間）
- (4)延長サービス時間 17：00～18：30（1.5時間）

（通常の事業の実施地域）

第7条 倉敷市、岡山市、総社市、笠岡市、玉野市、浅口市、里庄町、早島町、矢掛町

（通所リハビリテーションの内容）

第8条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴（一般浴、機械浴）
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 延長サービス
- (7) リハビリマネジメント
- (8) その他（短期集中リハビリ、個別リハビリ等）

（利用料その他の費用の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合を負担することとする。
 - (2) 利用料として、食費、延長料金、給付外利用料、その他費用等利用料を、別に定める料金表（別表）の料金により支払いを受ける。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- なお、食費及びその他費用等利用料の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の食費、その他費用等利用料の額及びその根拠について説明を行い、利用者の同意を得たうえで変更するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 館内は禁煙です。
- (2) 火災予防には充分ご注意ください。
- (3) 喧嘩、口論、泥酔など他人の迷惑になること、施設の秩序、風紀を乱すことはしないようお願いします。
- (4) みだりに他の療養室、診察室等に入りしめないようお願いします。
- (5) 清潔を保ち、はり紙や落書きをしないようお願いします。
- (6) 電気製品を使用する時は、必ず職員に届け出をお願いします。
- (7) 施設の備品をみだりに持ち出さないようお願いします。
- (8) 外出は必ず職員に申し出て、承認を受けてください。
- (9) サービス利用中は職員の指示に従ってください。
- (10) 何かお困りの事、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくご相談下さい。
- (11) 職員へのお心遣いは一切お断りします。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。
- 3 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、十分な説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 4 医師等の従業者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報等を出席者と共有することができるものとする。

- 5 利用者又はその家族は、提供された指定通所リハビリテーションのサービスに関し、事業者に対し、苦情相談などを行う場合、下記の窓口へ連絡するものとする。

担当者 倉敷老健 相談員（通所担当）

連絡先 086-427-1192

- 6 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 7 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離施設などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

（事故防止対策規定）

- (1) 事故防止のための施設内体制
- (2) 事故防止対策委員会（毎月第2水曜日）
- (3) 事故・ヒヤリはっと事例の報告体制
- (4) 事故発生時の対応
- (5) その他、事故の防止に関する事項

（非常災害対策）

- 第12条 倉敷在宅総合ケアセンターの消防計画に基づき、管轄の消防署に通知し、その指導の下に年2回の総合訓練（消火、通報、避難）を行うこととし、1回以上は夜間想定訓練を倉敷消防署の立ち会いのもと実施する。
- 2 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力する。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(付 則) この規程は平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は平成13年 5月 1日から施行する。
この規程は平成14年 7月 1日から施行する。
この規程は平成15年10月 1日から施行する。
この規程は平成17年 3月15日から施行する。
この規程は平成17年10月 1日から施行する。
この規程は平成18年 3月 1日から施行する。
この規程は平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は平成21年 8月 1日から施行する。
この規程は平成21年 9月 1日から施行する。
この規程は平成21年11月 1日から施行する。
この規程は平成22年12月 1日から施行する。
この規程は平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は平成28年 1月 1日から施行する。
この規程は平成29年 1月 1日から施行する。
この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 元年10月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 4年 5月 1日から施行する。
この規程は令和 4年10月 1日から施行する。
この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 5年 6月 1日から施行する。
この規程は令和 6年 6月 1日から施行する。